

県税の申告と納期の一覧

科目	申告期限	納期
個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日まで	6月から翌年5月まで毎月徴収し、翌月10日
	年金所得者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日まで	6月、8月、10月、12月、翌年2月
	給与以外の所得者は3月15日まで	6月、8月、10月、翌年1月
法人県民税	各事業年度終了の日から2か月以内	申告と同じ
県民税利子割	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ
県民税配当割	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日まで	申告と同じ
個人事業税	3月15日まで (所得税や住民税の申告をした人は不要)	第1期：8月1日～同月31日 第2期：11月1日～同月30日
法人事業税	法人県民税と同じ	申告と同じ
地方消費税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日から2か月以内(消費税と同じ)	申告と同じ
不動産取得税	不動産を取得した日から60日以内	納税通知書に定めるところ
県たばこ税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ
軽油引取税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ
自動車税環境性能割	自動車の登録、使用の届出のとき	申告と同じ
自動車税種別割	自動車を新たに所有し、又は譲渡した日から15日以内(新規、変更又は移転等の登録をする時は、その登録をする時に申告)	5月10日～同月31日
鉱区税	鉱業権の取得、消滅、変更の日から7日以内	5月10日～同月31日
固定資産税 (大規模の償却資産のみ)	1月31日まで	第1期：4月10日～同月30日 第2期：7月10日～同月31日 第3期：12月10日～同月31日 第4期：翌年2月10日～同月末日
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	申告と同じ
石油価格調整税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ
産業廃棄物税	4月末日、7月末日、10月末日、 翌年1月末日まで	申告と同じ

## 納税の猶予

### 1 徴収の猶予

次の(1)～(5)の何れかに該当する事実がある場合などにより、県税を一時に納付することができないと認められる場合には、納税者の申請に基づき、原則1年以内に限り「徴収の猶予」が認められる場合があります。

- (1) 財産について災害を受けたとき又は盗難にあったとき
- (2) 納税者又は生計を一にする親族などが病気にかかったとき又は負傷したとき
- (3) 事業を廃止したとき又は休止したとき
- (4) 事業について著しい損失を受けたとき
- (5) 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

### 2 申請による換価の猶予

平成28年4月1日以降に納期限が到来する県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難になる場合には、納税者の申請に基づき、原則1年以内に限り「換価の猶予」が認められる場合があります。

## 県税の減免

次の場合には、申請により、県税の減免を受けることができます。

県税の種類	主な減免事由
個人事業税	貧困により生活のための公私の扶助を受ける方 所得が著しく低いため生活が困難である方
不動産取得税	災害により滅失又は損壊した家屋に代わるものを2年以内に取得したとき、又は、取得した家屋を当該取得した日から6月以内に災害により滅失又は損壊したとき。
自動車税	身体障害者などが取得・所有する自動車であって、一定の要件に該当するとき（詳しくは、44～45ページをご覧ください。）。
個人県民税	市町村民税が減免されると、それに準じて減免されます。

注 上の表にある方以外にも災害などにより被害を受けた方に対しては、申告書等の期限の延長、徴収猶予及び県税の減免を行うこととします。

## 救済措置

### ●更正の請求

申告書を提出後、税額が過大であったこと等を発見したときは、原則として法定納期限から5年以内に限り、次の税目について、減額の更正を請求できます。

法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物税、石油価格調整税

### ●不服申立て

県税の課税、徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に知事に審査請求をすることができます。

審査請求は、なるべく所管の県税事務所等を経由して提出してください。

## 延滞金・加算金

### ●延滞金

税金を納期限までに納めないときに課されます。

納期限の翌日からの期間	令和7年1月1日～令和7年12月31日
1か月を経過する日まで	2.4%（延滞金特例基準割合+ 1%）
1か月を経過した日以降	8.7%（延滞金特例基準割合+7.3%）

延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が示す割合に、年1%の割合を加えた割合をいいます。令和7年の延滞金特例基準割合は1.4%です。

### ●加算金

県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、県たばこ税、石油価格調整税及び産業廃棄物税については、次の加算金が課される場合があります。

	内容	割合 (増差税額に対する)	不適用・割合の軽減
過少申告加算金	期限内申告について、 修正申告・更正があった 場合	10%	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用
		〔期限内申告税額と50万円のい ずれか多い金額を超える部分〕 15%	・更正を予知しない修正申告の場合 ⇒ 不適用
不申告加算金	①期限後申告・決定が あった場合 ②期限後申告・決定に ついて修正申告・更生 があった場合	15%（注2）	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用
		〔50万円超300万円以下の部分〕 20%（注2）	・期限後1ヶ月以内にされた一定の期限後申告の場合 ⇒ 不適用
		〔300万円超の部分〕 30%（注2）	・更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 ⇒ 5%
重加算金	偽装・隠蔽があった場合 (注1)	〔期限内に申告をしている場合〕 35%（注2）	
		〔申告しなかった場合又は期限 後に申告した場合〕 40%（注2）	

〔注1〕令和7年1月1日以後においては、偽装・隠蔽したところに基づく「更正請求書」を提出した場合も含む。【令和6年度改正】

〔注2〕過去5年以内に、不申告加算金(更正・決定予知によるものに限る。 )又は重加算金を課されたことがあるときは、10%加算【平成28年度改正】

上記の場合に加え、前年度及び前々年度分の当該地方税について、以下の場合についても10%加算【令和5年度改正】

- ・不申告加算金(更正・決定予知によるものに限る。 )又は重加算金(不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。 )を課されたことがあるとき
- ・不申告加算金(更正・決定予知によるものに限る。 )又は重加算金(不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。 )の賦課決定をすべきと認めるとき

## 納税の窓口

- 琉球銀行
- 沖縄海邦銀行
- 沖縄県農業協同組合
- 沖縄県労働金庫
- 九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店
- 各県税事務所、宮古事務所や八重山事務所の県税課窓口
- 沖縄銀行
- コザ信用金庫
- みずほ銀行
- 鹿児島銀行
- 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局（指定期限内）

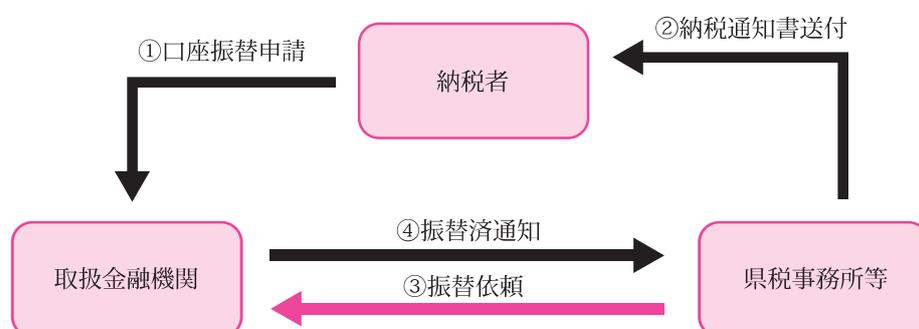
自動車税、個人事業税及び不動産取得税は、コンビニエンスストアでの納付のほかモバイル電子決済等（地方税お支払いサイト、クレジットカード支払、インターネットバンキング支払、PayPay請求書払い、d払い請求書払い、J-Coin請求書払い、auPAY請求書払い、楽天ペイ請求書払い）も利用できます(税額が30万円以下で指定期限内である場合に限る。)

※ J-Coin請求書払いは令和8年3月31日まで。

## 口座振替納税制度

口座振替による納税制度は、納税義務者の指定した預金口座から自動振替によって納税できる制度です。

対象：個人事業税及び自動車税



## 納税証明書

納税証明書が必要な方は、各県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所や八重山事務所の県税課で申請してください。

注 自動車税種別割については、平成27年度から車検更新時における納税確認が陸運事務所及び運輸事務所でも行えるようになったため、納税証明書の提示が不要となりました。ただし、納付方法によっては、納税データが反映されるまでに相応の日数(2日から4週間程度)がかかるため、納付後、直ちに車検更新手続きを行う場合は、従来どおりの納税証明書を提示する方法により手続きを行ってください。

### ●必要なもの

印鑑（法人の場合は代表者印）は委任状のみ必要となります。

納付後、すぐに納税証明書が必要な場合は、領収書をご持参ください。

### ●交付手数料

一般用納税証明書	1 税目、1 事業年度につき 400 円
自動車税（種別割）納税証明書・ 鉾区税納税証明書	無料

## 課税免除

沖縄振興特別措置法等に基づき指定された地域等において、一定の要件を満たした場合に、県税の課税免除又は不均一課税を行っています。

## 課税免除等を受けられる税目

事業税、不動産取得税、固定資産税（大規模の償却資産で市町村の課税限度を超える部分）  
※ 対象地域・地区により一部限定があります。

## 課税免除等を受けられる要件

①対象地域・地区、②適用期限、③対象事業又は施設、④新設・増設する施設設備の用途及びその価額、⑤その他の要件（対象地域・地区ごとに異なる。）を満たした場合、課税免除等が適用されます。

次の表は、要件について簡略化して表していますので、詳細な要件については事前に各県税事務所等にお問い合わせください。

①対象地域・地区	②適用期限	③対象事業・施設	④新設・増設する施設設備の用途及び価額	⑤その他
観光地形成促進地域	R9.3.31	スポーツ又はレクリエーション施設(6)、教養文化施設(5)、休養施設(4)、集会施設(4)、販売施設	1,000万円超	措置実施計画の県知事認定及び主務大臣の確認が必要
情報通信産業振興地域	R9.3.31	情報通信産業、情報記録物の製造業、電気通信業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業 等	1,000万円超 ※固定資産税については、機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。	措置実施計画の県知事認定及び主務大臣の確認が必要
産業イノベーション促進地域	R9.3.31	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、機械修理業、デザイン業、経営コンサルタント業 等	1,000万円超 ※事業税については、機械及び装置並びに器具及び備品の合計額が500万円を超えるもの(固定資産税については100万円を超えるもの)を含む。	措置実施計画の県知事認定及び主務大臣の確認が必要
国際物流拠点産業集積地域	R9.3.31	道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業 等	1,000万円超 ※固定資産税については、機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。	措置実施計画の県知事認定及び主務大臣の確認が必要
経済金融活性化特別地区	R9.3.31	金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業 等	500万円超 ※固定資産税については、機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が50万円を超えるものを含む。	措置実施計画の県知事認定が必要

## 課税免除

①対象地域・地区	②適用期限	③対象事業・施設	④新設・増設する施設設備の用途及び価額	⑤その他
離島の地域	R9.3.31	旅館業（下宿営業を除く） ※畜産業、水産業に係る個人事業税についても課税免除あり	500万円超 ※資本金の額等による。	事前申請及び県知事の確認が必要

### ●その他の課税免除等

- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(第24条)に係る課税免除  
→ 事業税、不動産取得税、固定資産税：適用期間は令和9年3月31日まで。
- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(第26条)に係る課税免除  
→ 不動産取得税、固定資産税：適用期間は令和10年3月31日まで。
- ・ 地域再生法(第17条の6)に係る課税免除  
→ 事業税、不動産取得税、固定資産税：適用期間は令和8年3月31日まで。

